

令和7年度給与改定の概要について

第1 議員及び常勤特別職 【議案第89号・90号関係】

1 議員

(1) 報酬月額を下表のとおり改定する。

区分	改定前	改定後	差額
議長	645,000円	660,000円	+15,000円
副議長	595,000円	610,000円	+15,000円
議員	545,000円	560,000円	+15,000円

(2) 期末手当を下表のとおり改定する。

6月期		12月期		年間支給割合	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1.725月	1.75月	1.725月	1.75月	3.45月	3.5月
	+0.025月		+0.025月		+0.05月

2 常勤特別職

(1) 給料月額を下表のとおり改定する。

区分	改定前	改定後	差額
市長	1,090,000円	1,120,000円	+30,000円
副市長	910,000円	935,000円	+25,000円
教育長	800,000円	820,000円	+20,000円

(2) 期末手当を下表のとおり改定する。

6月期		12月期		年間支給割合	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1.725月	1.75月	1.725月	1.75月	3.45月	3.5月
	+0.025月		+0.025月		+0.05月

(3) 給料減額措置の減額率を下表のとおり改定する。

役職名	改定前	改定後
市長	▲ 10 %	▲ 5 %
副市長	▲ 8 %	▲ 5 %
教育長	▲ 7 %	▲ 5 %

※期末手当、退職手当の算定にあたっては減額措置を適用しない

※令和8年4月1日から当分の間適用

3 改定の時期

公布の日から施行する。

ただし、2 (3) については令和8年4月1日から施行する。

また、1 (2) 及び2 (2) については令和7年6月1日から適用し、

1 (1) 及び2 (1) については令和7年12月1日から適用する。

第2 一般職（会計年度任用職員を除く）

【議案第91号関係】

1 給 料

給料表を改定する。

(給料月額を 7,400 円～12,300 円引き上げ)

2 期末・勤勉手当

下表のとおり改定する。

(1) 再任用職員以外の支給割合

	6月期		12月期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	1.25月	1.2625月	1.25月	1.2625月	2.5月	2.525月
		+0.0125月		+0.0125月		+0.025月
勤勉手当	1.05月	1.0625月	1.05月	1.0625月	2.1月	2.125月
		+0.0125月		+0.0125月		+0.025月
計	2.3月	2.325月	2.3月	2.325月	4.6月	4.65月
		+0.025月		+0.025月		+0.05月

(2) 再任用職員の支給割合

	6月期		12月期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	0.7月	0.7125月	0.7月	0.7125月	1.4月	1.425月
		+0.0125月		+0.0125月		+0.025月
勤勉手当	0.5125月	0.5125月	0.5125月	0.5125月	1.025月	1.025月
		改定なし		改定なし		改定なし
計	1.2125月	1.225月	1.2125月	1.225月	2.425月	2.45月
		+0.0125月		+0.0125月		+0.025月

3 管理職員の給料減額措置

減額率を下表のとおり改定する。

職務級	改定前	改定後
8級	▲ 5 %	▲ 4 %
7級	▲ 4 %	▲ 3 %
6級	▲ 3 %	▲ 2 %

※他の手当の算定にあたっては減額措置を適用しない

※令和8年4月1日から当分の間適用

4 改定の時期

公布の日から施行する。

ただし、3については令和8年4月1日から施行する。

また、1については令和7年4月1日から適用し、2については令和7年6月1日から適用する。

第3 会計年度任用職員 【議案第92号関係】

1 期末・勤勉手当

下表のとおり改定する。

	6ヶ月期		12ヶ月期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	1.25月	1.2625月	1.25月	1.2625月	2.5月	2.525月
		+0.0125月		+0.0125月		+0.025月
勤勉手当	1.05月	1.0625月	1.05月	1.0625月	2.1月	2.125月
		+0.0125月		+0.0125月		+0.025月
計	2.3月	2.325月	2.3月	2.325月	4.6月	4.65月
		+0.025月		+0.025月		+0.05月

2 改定の時期

公布の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

第4 特定期付職員 【議案第93号関係】

1 給料月額

下表のとおり改定する。

号給	給料月額		
	改定前	改定後	差額
1	397,000円	409,000円	+12,000円
2	446,000円	459,000円	+13,000円
3	498,000円	513,000円	+15,000円
4	562,000円	580,000円	+18,000円
5	642,000円	661,000円	+19,000円
6	749,000円	772,000円	+23,000円
7	875,000円	902,000円	+27,000円

2 改定の時期

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。